まいばら市
農業委員会だより

令和8年(2026年) 10月1日
第28号
発行編集　米原市農業委員会
(米原市米原1016番地)
TEL 0749－53－5136
FAX 0749－53－5139



営農型太陽光発電設備（弥高地先）

新たな米原市農業委員・農地利用最適化推進委員決まる
【農業委員会会長に中川薫氏・副会長に髙田由利氏】

農業委員および農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）の任期満了に伴い、７月20日付で市長から新たな農業委員が任命され、翌21日付で市農業委員会会長から推進委員が委嘱されました。

任期は令和８年７月20日（推進委員は７月21日）から令和11年７月19日までの３年間です。今後は、新たな農業委員と推進委員が農地法の法令事務や農地の有効活用への取り組みについて連携して農業委員会活動を行います。

新農業委員の紹介　伊吹・山東・近江・米原の地区割

就任のご挨拶

皆様には、日頃より農業委員会の活動に対し、格別の御理解と御協力を賜り心より感謝申し上げます。

このたび、任期満了に伴う農業委員会の改選が行われ、令和8年7月21日に開催されました臨時総会におきまして、皆様からの御推挙を賜り会長に就任させていただくことになりました。その責務の重大さに、身の引き締まる思いでございます。

さて、現在、農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少や高齢化による労働力不足、それに伴う遊休農地の発生や鳥獣被害の増加に加え、近年の気候変動による自然災害の頻発など、非常に厳しい状況にあります。また、不安定な国際情勢や為替変動の影響による資源価格の高騰も続いており、農業経営の厳しさは増すばかりです。

このような厳しい環境の中、本市農業委員会は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農の促進といった「農地利用の最適化」の推進に全力を尽くしてまいります。あわせて、農業者の代表として、地域農業全体の振興と持続可能な農村社会の維持に向け、市と一丸となって取り組んでまいる所存です。

新体制となりました農業委員会は、各委員が地域においてリーダーシップを発揮し、農業者の皆様の代表として、また最も身近な相談役として、誇りと責任を持って行動してまいります。

市民の皆様、関係機関の皆様には、今後とも変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、就任の御挨拶とさせていただきます。

会長　中川　薫



長尾　宏眞

〔地区割〕
長久寺、柏原(市場川以東)、須川、大野木
☎57-0199



大谷　章

〔地区割〕
杉澤、村木、大清水、藤川、上平寺
☎58-1041



細田　哲司

〔地区割〕
春照、髙番
☎58-0989



髙橋　兵助

〔地区割〕
大久保、小泉、太平寺、伊吹、上野、弥高
☎58-1580



林　清美

〔地区割〕
甲津原、曲谷、甲賀、吉槻、上板並、下板並
☎59-0068



大久保　秀雄

〔地区割〕
井之口、野一色、小田、間田
☎55-1789



堀田　嘉広

〔地区割〕
市場、天満、本市場、池下
☎55-1721



阿原　秀生

〔地区割〕
朝日、烏脇、坂口、村居田、夫馬
☎55-1343



中川　薫

〔地区割〕
北方、菅江、長岡、万願寺、西山、加勢野、志賀谷、大鹿、山室、堂谷、本郷
☎090-3946-2348



小谷　毅

〔地区割〕
柏原(市場川以西)、清滝、梓河内
☎57-0640



西川　一郎

〔地区割〕
梅ケ原、梅ケ原栄、米原、下多良、中多良、上多良、米原西、下多良一丁目、下多良二丁目、下多良三丁目、中多良一丁目、中多良二丁目、入江(国道8号米原バイパス以東)
☎52-2484



北澤　善久

〔地区割〕
宇賀野、飯、世継、長沢
☎080-3036-4970



須戸　清次

〔地区割〕
舟崎、高溝、顔戸
☎52-1799



廣田　泰廣

〔地区割〕
寺倉、新庄、箕浦、西円寺、岩脇
☎52-2843



高居　重裕

〔地区割〕
多和田、能登瀬、日光寺
☎54-0609





山形　寛吏

〔地区割〕
一色、醒井、枝折、下丹生、上丹生、樽ケ畑
☎54-0498



髙田　由利

〔地区割〕
河南、樋口、三吉、西坂、番場
☎54-2227



椋田　稔夫

〔地区割〕
朝妻筑摩、磯、入江(国道8号米原バイパス以西)
☎52-2586

新農地利用最適化推進委員の紹介　伊吹・山東・近江・米原の担当区域



遠藤　広之

〔担当区域〕
長久寺、柏原（市場川以東）、須川、大野木



宮川　一男

〔担当区域〕
杉澤、村木、大清水、藤川、上平寺



清水　浩一

〔担当区域〕
春照、髙番



伊富貴　務

〔担当区域〕
大久保、小泉、太平寺、伊吹、上野、弥高



吉田　徹

〔担当区域〕
甲津原、曲谷、甲賀、吉槻、上板並、下板並



西口　善典

〔担当区域〕
市場、天満、本市場、池下



吉田　敏雄

〔担当区域〕
長岡、万願寺、西山



髙畑　健一

〔担当区域〕
山室、大鹿、堂谷、本郷



平居　幸一

〔担当区域〕
志賀谷、北方、菅江、加勢野



田中　広巳

〔担当区域〕
柏原（市場川以西）、清滝、梓河内



田邉　理恵

〔担当区域〕
舟崎、高溝、顔戸



木田　勝幸

〔担当区域〕
寺倉、新庄、箕浦、西円寺、岩脇



北川　泰之

〔担当区域〕
多和田、能登瀬、日光寺



丸岡　富士雄

〔担当区域〕
井之口、野一色、小田、間田



勝居　光治

〔担当区域〕
朝日、烏脇、坂口、村居田、夫馬



北村　きの

〔担当区域〕
朝妻筑摩、磯、入江（国道８号米原バイパス以西）



角田　義明

〔担当区域〕
米原、下多良、中多良、上多良、米原西、下多良一丁目、下多良二丁目、下多良三丁目、中多良一丁目、中多良二丁目



杉本　真佑

〔担当区域〕
梅ケ原、入江（国道８号米原バイパス以東）、梅ケ原栄



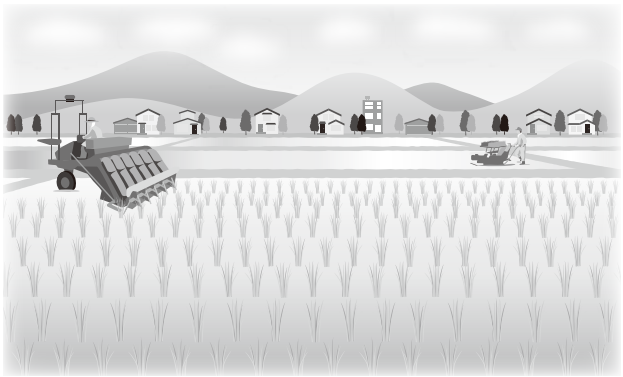
上田　長樹

〔担当区域〕
飯、世継



木村　良樹

〔担当区域〕
長沢、宇賀野





西川　誠一

〔担当区域〕
一色、醒井、枝折、下丹生、上丹生、樽ケ畑



稗田　利晴

〔担当区域〕
河南、樋口、三吉、西坂、番場

その工事、ちょっと待って！農地の「違反転用」を防ぎましょう

農地（田や畑）を、許可を得ることなく住宅、駐車場、資材置場など、農地以外の目的に転用することを「違反転用」といいます。たとえ自分の所有している土地であっても、農地を勝手に他の用途に使うことは「農地法」という法律で禁止されています。

1. こんなケースが違反になります

「少しだけだから」「一時的だから」という理由で、以下のようなことをしていませんか？

●資材置場・駐車場への転用：砂利を敷いて、仕事の道具や車を置く。
●盛土（土砂の搬入）：耕作の目的ではなく、土地を平らにしたり高くしたりするために土を入れる。
●一時的な利用：建築現場のプレハブ小屋や資材置場として、短期間だけ使用する（※一時的な場合でも許可が必要です）。

2. 違反をするとどうなるの？

違反転用が判明した場合、以下の指導・処分が行われる場合があります。

●原状回復命令
工事の中止や、自分の費用負担で土地を元の農地の状態に戻さなければなりません。これに応じない場合は、行政代執行の対象となり、強制的に原状回復が行われ、その費用が徴収されることがあります。

●罰則の適用
命令に従わない場合、厳しい罰則が科せられることがあります（個人は３年以下の拘禁刑（懲役）または300万円以下の罰金、法人の場合は最高１億円の罰金）。また、悪質な場合は刑事告発の対象となります。

3. まずはご相談ください

農地を他の目的で使いたいときは、必ず工事を始める前に農業委員会事務局へ「転用が可能か」を事前相談してください。



【お問い合わせ先】
米原市農業委員会 事務局
電話：0749-53-5136（直通）

加入要件
①国民年金第１号被保険者
②年間60日以上農業に従事
③20歳以上60歳未満の方



国がささえる　安心が大きくなる
担い手積立年金［愛称］
農業者年金

■少子高齢化時代に強い年金です！
自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくく、少子高齢化時代でも安心できる安定した制度です。

■80歳までの保証が付いた終身年金です！
農業者老齢年金は、65歳～75歳未満の間でご自身が選択した時点から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支給されます。



お問合せ　JAレーク伊吹本店（信用課）：TEL 52-6525　米原市農業委員会：TEL 53-5136